

部 活 動 規 定

平成30年度
京都市立七条中学校

1. 目的

- ①生徒の個性や特性を伸ばし、より豊かな人格を形成する、
- ②生徒の興味・関心を元に、自主的な活動集団としての力量を高める。
- ③集団活動のルールを学び、社会性を身につける。

2. 部の設置・休部・廃部について

①部の設置について

部は次の条件を満たしたときに活動ができる。

- A. 顧問となる教員がいる。
- B. 活動場所が確保されている。
- C. 積極的に活動しようとする生徒がいる。

②休部について

- A. 年度当初、入部手続きが済んだ段階（初回部活動ミーティング時）で、実質的な活動が困難である場合、顧問は部活動係に報告する。
さらに部活動顧問会で審議・承認の上、その部を休部とすることができる。
- B. 休部となっている部の存続については、部活動顧問会で審議する。
ただし、次年度に活動できる見込みがあり、指導を強く希望する顧問がいる場合は部活動顧問会で審議の上、活動を再開できるものとする。

③部の廃部について

- A. 年度当初、将来的に廃部が予想される部については、部活動顧問会で審議し、その方向性を確認しておく。
- B. 廃部が決定した部の新入部員は募集しないこととする。

3. 入退部について

①入部申し込みは、年度初めに全校一斉にする。

ただし、担任と顧問の許可がある場合のみ、途中入部も認める。
現在入部している2・3年生についても年度初めには、入部届を提出する。

②部員は特別の理由がない限り、活動に参加する。

休む場合は、学校や顧問に連絡をする。

③身体的・個人的・家庭の都合などの理由で退部を希望する場合は、保護者の申し出により、担任と顧問の許可を得て認める。

④入部、退部は所定の用紙によること。

4. 平日の活動について

①部活動よりも学級活動および生徒会活動を優先させること。

②評議・専門委員会が行われる日は、活動開始20分間は奉仕活動の時間とする。

ただし、各部の活動がオフの場合、奉仕活動はしなくてよいものとする。

③更衣は指定された場所で行い、荷物の管理に十分注意する。

④午前授業日の昼食は、指定された場所でとる。

活動時間に合わせて自宅で昼食をとっても良い。

⑤活動時間

	活動終了時刻	完全下校時刻
夏時間（３月初旬～１０月中旬）	午後５時３０分	午後５時４５分
間時間（１０月中旬～１１月中旬） （２月中旬～３月初旬）	午後５時	午後５時１５分
冬時間（１１月中旬～２月中旬）	午後４時４５分	午後５時
定期テストや三者懇談等の 午前授業日	午後４時４５分	午後５時

各部の活動時間は２時間程度とする。また、平日に１日以上の子養日を設けること。
教職員は、完全下校時刻を厳守させ、できるだけ下校指導に当たる。

⑥始業前の練習（朝練習）は認めない。

５．休日・祝日の活動について

- ①活動時間は原則午前９時から午後５時とし、午後５時には完全下校する。
各部の活動時間は３時間程度、土日のどちらかに休養日を設けること。
生徒は活動時間の３０分前より早く登校しないこと。
- ②必ず顧問の直接指導があること。顧問不在の活動は認めない。
対外試合を行う場合は、顧問が責任を持ってトラブル等ないようにする。
- ③校内への立ち入りは、各部の顧問が指定した活動場所のみとする。
- ④貴重品も含め、生徒の荷物管理は各部で行う。
- ⑤事前に以下の内容を活動予定表（管理職席のホワイトボード）に書き込み、部活動係に知らせる。
 - A. 校内活動の場合、その時間帯（活動前後の顧問が来る時間を含む）。
 - B. 校外活動の場合、活動場所。
 - C. 活動をしない場合、ＯＦＦや×など記入の上、未記入と区別をつける。

６．長期休業中の活動について

- ①活動時間は原則午前９時から午後５時とし、午後５時には完全下校する。
ただし、生徒は活動時間の３０分前より早く登校しないこと。
- ②活動場所の整備・清掃や備品等を管理の徹底する。
- ③貴重品も含め、生徒の荷物管理は各部で行う。

７．活動停止日について

- ①原則、以下の日については部活動を停止する。
 - A. 入学式・卒業式の前日及び当日。
 - B. 校外学習日。
 - C. 宿泊を伴う校外学習日の前日及び当日。
 - D. 学校祭など学校行事の前日。当日については、各部の指示による。
 - E. 定期テスト１週間前より最終日を除くテスト期間中まで。
- ②①の日であっても、公式戦及びコンクール前については、顧問の許可があり、教職員に連絡をした上で短時間の活動を認める。
ただし、顧問の直接指導のもと、時間・人数等を配慮すること。

8. 部の停止について

部活動中および登下校中に次のような行為があった場合、部の活動を一時的に停止する場合があります。

- A. 校則及び部活動規定の違反を繰り返したとき。
- B. 部内で大きな問題が生じたとき。
- C. 活動中の態度行動が適切でないとき。
- D. 顧問の指示に従わなかったとき。
- E. 活動時間を守らなかったとき。

9. 部活動保護者会

- ①必要に応じて部活動保護者会を開く。
- ②部費の徴収については、保護者の了承を得て行うこと。学校長へ保護者向けのプリントを事前に提出すること。年度末には決算報告を配布すること。

10. 予算

- ①予算委員会の原案を元に審議・決定する。
- ②予算を執行する場合は、顧問が必要書類をそろえて事務室に提出する。
- ③高額な物品（備品）、共通物品などの購入については、予算委員会でその旨を伝え、承認されたものについて執行できる。

11. 服装について

- ①活動中の服装は、体育時の服装・ユニフォームまたは、部で認められた練習着とする。
- ②休日や休業中の登下校は、標準服または①の服装とする。
- ③平日の部活動の更衣は、原則終学活後とする。

12. その他

- ①校舎内で活動をする部は、時間・場所を調整して他の部と共用すること。
また、ボール等の器具の使用は原則認めない。安全に十分注意して行うこと。
- ②月に1回、キャプテン会議を行い、部の活動について話し合う。
- ③校外活動中、雷が発生した場合は、速やかに屋内に避難すること。
- ④平日・休日・休業中のいずれも活動時間・場所の調整は各顧問を中心に行う。
- ⑤宿泊を伴わない校外での活動を行う場合は、一週間前までに市教委に校外活動届を提出すること。
- ⑥本校にない部活動で公式戦に参加する生徒がいる場合は、保護者が引率をする。

1 4. 部活動顧問（敬称略）

部活名	顧問	集会場所
軟式野球	本多・稲森	2年1組
陸上競技	藤本・巳波	3年4組
ラグビー	古川・古田	3年5組
サッカー	藤家・高井	2年4組
女子バレーボール	岡本・幸脇	2年2組
卓球	池戸・小山・山田	多目的室
男子バスケットボール	城・小林	3年2組
女子バスケットボール	仲田・眞鍋	2年3組
吹奏楽	岸・高橋	音楽室
美術	住吉・鳥本	美術室
ハンドメイク	茨木・森本・松本	調理室

※ 活動後，顧問は活動場所の始末確認を行う。

※ 使用した場所，校舎の施錠を確実に顧問が行う。